

令和4年第3回議会定例会における行政報告及び議案大綱説明

(R4, 9, 6)

おはようございます。

本日は、9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、公私にわたり大変ご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

9月定例会の開会にあたり、主な施策の取り組み状況などにつきまして報告させていただきます。

先ずは、新型コロナウイルス感染症についてです。9月2日の議会全員協議会のあいさつの折にも触れさせていただきました。

感染力の強いオミクロン株の影響により、7月から第7派という感染拡大が全国的に続いています。愛知県は8月5日から「BA5 対策強化宣言」により、感染拡大に取り組んでまいりましたが、新規感染者数は7日間平均値が13,000人程度で高止まり、病床使用率も70パーセントを超え、大変厳しい状況が続いており、8月31日までとしていた「BA5 対策強化宣言」の期間を9月30日まで、再度延長しております。

当町におきましては、比較的感染者が少ない状況でございました

が、8月に入り他の地域と変わらない状況となり、新規感染者は8月23日発表分で一日最多となる15名の感染者があり、8月16日からは毎日陽性者が発生し、8月中の感染者は99名に達しました。残念ですが9月に入ってからでも感染者が報告されており、東栄町の感染者数は、9月5日現在166名となっています。

感染拡大防止や重症化予防のためのワクチン接種につきましては、8月末現在、12歳以上の3回目接種率は82.6%、また、4回目の接種率は44.8%となっており、そのうち60歳以上の4回目接種率は65.3%となっています。今のところ、順調に進んでいます。

しかしながら、最近の感染者は10代、10代未満の子どもの感染が増えております。ワクチン接種のご案内をしているところでありますので、まだ接種されていない方は医療センターで予約して接種してください。

町としても、引き続き、ワクチン接種にかかる情報を周知し、接種率向上に努めてまいります。

厚生労働省では、オミクロン株対応ワクチンの接種を、予防接種法に基づくものにすることを検討しており、各自治体に対してオミクロン株対応ワクチンの接種体制確保に係る方針が示されました。ま

だ、対象者や接種方法は国で審議中ではありますが、準備を進めていく必要があると考えています。現時点では初回接種を完了した全てを対象にするようであります。

速やかな開始を見込んでいますので、詳細等が分かり次第、必要経費等の補正予算を計上し、しっかりと準備をまいりますので、よろしく申し上げます。

医療センターの現状は、感染拡大に伴い発熱外来（PCR 検査等）も大変増えています。また、コロナワクチン接種も引き続き行っているため、日常の外来診療に加え、コロナ対応にも万全を期していただいております。感染リスクを伴う医師始め関係者の皆様には、心より感謝申し上げます。

先ほどお話ししたとおり「BA5 対策強化宣言」についても、9 月末まで延長されました。県内においても、減少傾向にはありますが、引き続き高い水準で感染者の確認がされており、大変厳しい状況が続いています。

町民の皆様には、今一度、感染防止対策をより強く意識していただき、「BA5 対策強化宣言」に基づく対策の一層の強化・徹底をお願いいたします。

ご承知のように世界経済の混乱による原油価格や物価高騰の影響を受けた地域経済の活性化につきましても交付金等を活用して取り組んでまいります。

東栄町プレミアム付商品券「ありがっさま券」につきましては、紙の商品券とデジタルの商品券のふたつを販売します。

どちらも販売価格は5,000円に、プレミアム分の40%を町が補助します。7,000円の商品券を紙の商品券で6,000冊、デジタルの商品券で6,000口、84,000,000円分用意いたしました。第1弾は町内にお住まいの方のみへの販売です。

紙・デジタルともにお一人当たり5冊・5口（2万5千円分）までです。プレミアム分は1万円付きます。

紙の商品券、デジタル商品券どちらかを選択して購入いただきます。（両方購入はできません。）

デジタル商品券は10月1日からの販売となります。（今回はじめての取り組みとなります。）

また、第2弾として、4,000口、28,000,000円分を用意しています。プレミアム率は30%の予定です。（第1弾の購入状況を勘案し、予定では町外の方の購入も検討してまいります。）

第1弾と第2弾分を合計すると、全体で16,000口(冊)、総額は1億1千2百万円分を用意いたしました。

できるだけ多くの皆さんに活用してもらえるよう対応してまいります。第1弾については、チラシ等での周知を既に行っています。また、デジタル商品券購入の説明会は毎月12日に花祭会館で行います。

なお、不明な点がありましたら、役場経済課や商工会、観光まちづくり協会にお問い合わせください。

それから、原油価格等その他の対策にも支援策を準備しています。

こうした事業を通じて、飲食店、小売店などの販売促進を支援するとともに、交流人口の増により、地域経済の活性化を図ってまいります。また、長引く物価高騰への対応についても、国からの交付金配分などを踏まえて追加対策を状況に応じて検討してまいります。

8月31日に各省庁の2023年度の概算要求が締め切られ、一般会計の総額は110兆円超えとなり、防衛費が過去最大になったことや、新型コロナウイルス対策にともなう国債費の増額や高齢化にともなう社会保障費の自然増が主因とされています。年末に閣議決定される当初予算案は歳出総額が11年連続で過去最大を上回る

公算が大きいとされています。来年4月に創設される「子ども家庭庁」分として移管する子育て支援などを含めると実質的に最大規模となるようです。

岸田政権は、新しい資本主義実現に向け、「人」「科学技術・イノベーション」「スタートアップ」「脱炭素・デジタル」などに予算を重点配分する。特に人への投資として、デジタル人材の育成や「学びなおし」を支援する環境整備に重点をおいて取り組むとしています。

また、私どもに関心の高い、地方交付税の要求額は自治体に配る「出口ベース」では、前年度予算比で0.8%増の18兆1,931億円となっています。国と地方の税財政改革（三位一体の改革）で交付税が急減した時以降で最高水準となっています。しかしながら、安心はできずしっかりとした分析により、来年度の予算編成をしなければならぬと感じています。

愛知県への総合要望につきましては、正副議長とともに昨日の9月5日に知事部局、総務局、保健医療局、建設局はじめ関係する各部局に要望活動をしてまいりました。地元の峰野県議にもご同行いただきました。

「暮らし続けられるまち」の実現に向け、議会とともに町一丸とな

って諸施策に取り組んでいますが、財源及び人材確保等が大きな課題となっているため、現状を説明しご理解をいただき、各事項の一層のご支援をお願いしてまいりました。

特に3町村で運営している北設情報ネットワークに関する要望は、北設楽郡町村会としての要望活動もしていますが、私共山間地域では、民間事業者によるサービス提供はなく、行政で維持するしかない状況にあります。山間地域が情報社会に乗り遅れないように、設備・機器の更新に要する経費に関する支援制度の創設など、財政的支援をお願いしてまいりました。今後、国に対しても要望活動を実施する予定をしています。

また、別の日ではありますが、県議会建設委員会に副町長が出席し、新城設楽建設事務所管内の道路をはじめとする事業の説明と地元の道路状況を報告した後、県議会建設委員の先生方に要望をさせていただいたところであります。

次にデジタル化の推進です。

総務省の令和4年度デジタル活用支援推進事業体験会として、ドコモショップ新城店にご協力いただき、スマホ教室を各地区のいんでん家で開催しています。スマホの基本的な使い方から、さまざまな

行政手続き方法まで、初心者でも安心してスマホの活用方法が学べる講習会です。スマホを持ってない方もドコモでない方も、どなたでも参加できます。より多くの方に参加していただくよう周知に努めてまいります。

今後、町民生活の利便性向上や行政運営の効率化において、行政手続きのオンライン化は必要不可欠であります。

また、総務省では、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。

7月末現在での全国平均交付率は45.9%、愛知県の平均交付率は45.6%である中で、当町は36.9%（交付済み1,127人）で県下54市町村中53番目という状況です。

町では引き続き、カードの申請手続きをお手伝いしてまいります。役場窓口での、休日の申請手続きも行っています。改めてまた、期日を皆さんにお知らせしますので、ご利用いただきたいと思います。マイナポイントも積極的に広報し、マイナンバーカードの普及に努めてまいります。

次に新診療所及び保健福祉センターについてです。

2か年継続で整備をしてまいりました。新診療所及び保健福祉センターも9月末をもって完成の運びとなりました。

議会には、2日の全員協議会で報告させていただきましたが、10月15日の土曜日、午前10時から竣工式を開催させていただきます。午後からは住民の皆様はじめ、一般公開をさせていただく予定であります。

東栄町の長年の懸案事項でありました医療問題、病院施設の老朽化問題や病院の人材確保、運営経営の問題など、この間、皆さんが大変苦勞して進めてきたことであり、今になりますといろいろなことが思い出されます。

「病院に係る医療問題を施策の中心に置くと、どうしても政争の具になる」とご指摘、ご指導をいただいたことも事実であります。

私は町職員に採用され、約35年間務めさせていただき、課長職も経験させていただき、その後副町長の職も務めさせていただきました。

この間の町の様子は、過疎化により、人口は激減し、少子高齢化も進行し、事業所、商店等も少なくなり、保育園、小中学校も1校となり、高校はなくなり、以前と違う町の現状は、誰が見てもわかると思

います。今までのような変わらない取り組みをいつまでも続けることに限界があることは、少なからずわかっていたと思います。

任期中に、病院問題に道筋をつけないとを、これから先の医療は残せない、また、民間医療機関がなくなったことで、ますますそのことを意識してまいりました。一次医療を残さない限り、安心して暮らすことができないと思いました。

今までにあったことのない出来事(リコール)が起き、町を混乱させ、大変残念な思いでありました。しかしながら、最後は良識ある町民の皆様にお支えいただき、再度動き出すことができ、やっとの思いで間もなく完成を迎えることができますことは感無量であり、皆様に心から感謝申し上げます。また、議会の皆様におかれましても、ご理解とご判断をいただき、こうして進めてこられたましたことに、感謝し心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。また、一部でご理解いただけない方がございますことは、大変残念ではありますが、今後もこれからの取組において、ご理解いただけるよう努力してまいります。

今後も完成するこの複合施設を有効に活用し、関係者が連携し、医療、福祉、保健、介護の地域包括ケアの推進に全力で努めてまいります。

いります。よろしくお願いいたします。

また、東栄薬局様のご理解とご協力により、新診療所に隣接する場所に移転いただき、院外薬局として、お薬の処方をしていただけることとなりました。心より感謝申し上げますとともに、地域の医療、保健に一層のお力添えをお願いいたします。

新診療所は本郷に移転して11月1日から診療が始まります。なお、引っ越しのため、10月27日、28日と祝日の29日を挟んで30日の4日間が休診となります。

また、役場の福祉課社会福祉係、高齢介護係、健康推進係が保健福祉センターに移転します。数日間、ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、何卒ご理解の上よろしくお願いいたします。

新診療所及び保健福祉センターが本郷桜平に移転するのにもない町営バスの運行が変わります。まちなか線として診療所を中心に中設楽と本郷、下田を巡回するルートで運行します。一回の運行で新診療所に3回立ち寄ることができます。なお、詳しくは、改めて周知します。

8月8日と9日には東三河広域連合議会が開催されました。副管理者として出席をしました。

提出議題は、令和3年度一般会計歳入歳出決算と令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、東三河広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、業務委託契約(航空写真撮影及び DM データ修正業務)締結についてでありました。いずれも賛成多数で可決されました。また、4名の方が一般質問をされました。内容等は東三河広域連合のホームページ(議会録画中継)でご覧いただきたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況変化などに迅速に対応するとともに、「暮らし続けられるまち」の実現に向けて、各種事業を着実に推進してまいりますので、議会の皆さま、市民の皆さまに、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、長くなりましたが行政報告とさせていただきます。

引き続きまして、本定例会に提出いたしました議案等につきまして、ご説明申し上げます。

今回議会に上程いたします議案等につきましては、令和3年度の決算認定が13件、議案が11件、選挙が1件、報告が2件でございます。合わせて27件を上程いたしますので、よろしくご審議のほど

をお願いいたします。

では各議案について簡略に説明いたします。

**認定案第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定から認定案
第13号 令和3年度振草財産区特別会計歳入歳出決算認定につい**

てですが、ご配布いたしております令和3年度決算に係る主要施策の成果報告書をご覧いただきたいと思っております。

一般会計は、歳入総額が44億5千547万円、歳出総額が41億7千104万8千円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は2億2千901万9千円です。

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す「単年度収支」は5千278万8千円の黒字となりました。単年度収支に実質的な黒字要素である基金積立金及び地方債の繰り上げ償還金（今回はありません）を加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を引いた「実質単年度収支額」は1億7千803万3千円の黒字となりました。

財政分析指標についてですが、健全化判断比率の実質公債費比率は、8.7で昨年度より0.4ポイント下がりました。また将来負担

比率は昨年度に引き続き0となりました。

地方債残高は特別会計と合わせて53億5千943万5千円であります。前年度に比べ2億2千847万2千円の増となっています。

経常収支比率は、74.3%で、前年度と比較して1.9ポイント下がりましたが、引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減には努めていく必要があります。

各特別会計につきましても、予算どおり執行でき問題はありませんでした。

詳細については、先日の議会全員協議会で各担当課長からご説明したとおりです。

議案第59号 東栄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正
については、国家公務員の職員のサービスの宣誓に関する政令の改正に伴い、宣誓書における面前での署名なつ印を廃止するものです。

議案第60号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得回数の緩和等の措置を講じるためのものです。

議案第61号 東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動において公費負担する自動車借上料等の単価を引き上げるものです。

議案第62号 東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正については、11月1日から東栄診療所・東栄保健福祉センターに乗り入れるバスを運行するために、町営バスの運行形態を変更するとともに、運賃の改正をするものです。

議案第63号 東栄町予約バスの設置及び管理に関する条例の一部改正については、11月1日から予約バスの運行形態を変更することに伴い、運賃の改正をするものです。

議案第64号 令和4年度一般会計補正予算（第5号）は、7千917万7千円を増額補正するものです。

今回につきましては、4月の人事異動を踏まえた人件費、新型コロナ

ナウイルスと物価高騰対策としての地方創生臨時交付金事業及び保健福祉センター開所に向けて、保健事業及び地域包括支援事業を国民健康保険特別会計に移行するためのものがおもなものです。

その他としましては、障害者自立支援給付費等の令和3年度精算に係る国県負担金の返還金、食生活支援センター屋根修繕工事、簡易水道・公共下水道事業・農業集落排水事業及び東栄診療所特別会計への操出金、火葬及び霊柩車運転業務委託、林道事業に係る測量設計及び維持工事、森林環境譲与税関連事業、地域素材発掘・周遊促進準備事業、町道橋梁補修工事、町道路線整備予備設計業務、急傾斜地崩壊対策事業費負担金の増額がおもなものです。

これらに充てる歳入については、森林環境譲与税、普通交付税、地方創生臨時交付金、県負担金及び補助金、繰越金等を見込むとともに、地域支援事業費負担金、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、小中学校給食費及び臨時財政対策債等を減額するものです。

議案第65号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、3千885万8千円の増額補正であります。

国保システム改修、保健福祉センター開所に伴う施設管理経費等、

地域包括支援事業と健康増進事業の一般会計からの移行に対するものです。

議案第66号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、1千476万6千円の増額補正であります。

人事異動等に伴う人件費の減額、月地区及び西園目地区の配水管布設工事に対する増額、並びに繰越金減額に伴う財源更正です。

議案第67号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、56万8千円の増額補正であります。

人事異動等に伴う人件費の増額と繰越金減額に伴う財源更正です。

議案第68号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、6万9千円の減額補正であります。

人事異動等に伴う人件費の増額と繰越金減額に伴う財源更正です。

議案第69号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第3号）は、265万9千円の増額補正であります。

人事異動等に伴う人件費の減額と医師派遣委託料の増額です。

選挙第1号 北設広域事務組合議会議員選挙については、任期満了に伴い、組合議員の選出を求めるものであります。

報告第10号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、報告するものです。

報告第11号 令和3年度東栄町一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

以上であります。詳細については副町長始め担当課長から説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。